

平成27年5月臨時会

宮古地区広域行政組合議会会議録

平成27年 5月26日 開会

平成27年 5月26日 閉会

宮古地区広域行政組合

宮古地区広域行政組合告示第 13 号

平成 27 年 5 月 宮古地区広域行政組合議会臨時会を次のとおり招集する。

平成 27 年 5 月 19 日

宮古地区広域行政組合
管理者 宮古市長 山 本 正 徳

- 1 期 日 平成 27 年 5 月 26 日（火）午後 1 時
- 2 場 所 宮古市役所新里総合事務所議場
- 3 付議事件
 - （1）宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例
 - （2）ごみ焼却施設基幹的設備改良工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
 - （3）和解に関し議決を求めることについて

平成 27 年 5 月 宮 古 地 区 広 域 行 政 組 合 議 会 臨 時 会

平成 27 年 5 月 26 日（火曜日）

午後 1 時開議

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1 号 宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 2 号 ごみ焼却施設基幹的設備改良工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第 5 議案第 3 号 和解に関し議決を求めることについて

出席議員（１３名）

1 番	坂 本	昇 君	2 番	伊 藤	清 君
3 番	畠 山	直 人 君	4 番	黒 沢	一 成 君
5 番	佐々木	重 勝 君	6 番	古 舘	章 秀 君
7 番	野 舘	泰 喜 君	8 番	宮 森	鋭 幸 君
9 番	落 合	久 三 君	1 0 番	坂 本	正 君
1 1 番	山 崎	泰 昌 君	1 2 番	小松山	久 男 君
1 3 番	松 本	尚 美 君			

欠席議員（０名）

説明のための出席者

管 理 者	宮 古 市 長	山	本	正	徳 君
副管理者	宮古市副市長	山	口	公	正 君
事 務 局	長	櫻	野	甚	一 君
総 務 課	長	大 久 保	一		吉 君
施 設 課	長	鈴 木	登 志	美 君	
消 防	長	野 沢	浩	二 君	
消 防 次 長 兼 消 防 課 長		米 澤	秀	樹 君	
総 務 課 長		外 舘	義	博 君	

◎開 会

○議長（松本尚美君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年 5 月宮古地区広域行政組合議会臨時会を開会いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松本尚美君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、6 番、古舘章秀君、7 番、野舘泰喜君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（松本尚美君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期について議会運営委員会で審議した結果、本日 1 日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

◎議案第 1 号 宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例

○議長（松本尚美君） 日程第 3、議案第 1 号 宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） 議案集の 1－1 ページをお開き願います。

議案第 1 号 宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

今回の改正は、宮古地区広域行政組合手数料条例の別表中、13宮古地区広域行政組合火災予防条例第47条に規定する事務の項を次のように改正するものでございます。

内容につきましては、（１）水張検査、「容量 1 万リットル未満のタンク、検査 1 件につき 6,000 円」（２）水圧検査、「容量 600 リットル以下のタンク、検査 1 件につき 6,000 円、容量 600 リットルを超え 1 万リットル未満のタンク、検査 1 件につき 1 万 1,000 円」を、（１）水張検査、「容量 1 万リットル以下のタンク、検査 1 件につき 6,000 円」、「容量 1 万リットルを超えるタンク、検査 1 件につき 1 万 1,000 円」（２）水圧検査、「容量 600 リットル以下のタンク、検査 1 件につき 6,000 円」「容量 600 リットルを超えるタンク、検査 1 件につき 1 万 1,000 円」に改めるものでございます。

附則として、施行日は公布の日からとするものでございます。

平成27年 5 月26日提出。宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

提案理由であります、宮古地区広域行政組合火災予防条例第47条に基づく容量 1 万リット

ルを超えるタンクの水張検査及び水圧検査の手数料を新たに追加するため、所要の改正をしようとするものであります。これが、この条例案を提出する理由であります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（松本尚美君） これより議案第1号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例は原案どおり可決されました。

◎議案第2号 ごみ焼却施設基幹的設備改良工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

○議長（松本尚美君） 日程第4、議案第2号 ごみ焼却施設基幹的設備改良工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

櫻野事務局長。

○事務局長（櫻野甚一君） 議案集2－1ページをお開き願います。

議案第2号 ごみ焼却施設基幹的設備改良工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、ごみ焼却施設基幹的設備改良工事の請負契約の締結に当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び宮古地区広域行政組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年宮古地区広域消防等組合条例第26号）第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事名は、ごみ焼却施設基幹的設備改良工事です。

工事場所は、宮古市小山田第2地割110番地。

契約金額は、26億9,784万円でございます。

請負者は、住所、宮城県大崎市古川駅南三丁目3番1号。名称、株式会社IHI環境エンジニアリング東北営業所、所長、高橋朗でございます。

本工事の業者選定に当たっては、昨年8月に学識経験者2名を含む8名を委員とする宮古清掃センター基幹的設備改良工事事業者選定委員会を設置し、3回の委員会を開催する中で資格審査及び技術審査を行い、厳正なる審査の結果、株式会社IHI環境エンジニアリングを優先

交渉権者として特定いたしました。

委員会の結果を受け、平成27年4月16日に見積徴収を行い、税抜き価格24億9,800万円。落札率99.96%。工期は、平成27年5月27日から平成29年3月17日までとなっております。

次に、工事概要についてご説明を申し上げますので、2－2ページをお開き願います。

主な工事概要ですが、今回の基幹的設備改良工事は、平成25年度に実施いたしました精密機能診断結果により、劣化が進み機能回復が困難であるため、補修や部品交換により機能回復が可能である設備・機器を中心に更新及び補修を実施することで、施設の延命化を図るとともに、二酸化炭素排出量を3%以上削減することを目的として、受入供給設備から計装設備等を改良するものでございます。

工事期間は、平成27年5月27日から661日間となります。

参考資料として、別添としてA3判工事の敷地配置図と立面図、地下1階から4階最上部の平面図を添えております。

着色部分が工事対象施設及び対象機器となります。

参考資料の10ページをお開き願います。

工事日程表について説明を申し上げます。

表左側で赤く着色しておりますが、本契約締結後、本年度は1号炉の基幹改良工事で、6月下旬から7月に仮設建屋等の準備を行い、8月から焼却炉本体の解体に着手、順次、設備・機器の更新を行います。

平成28年2月上旬には1号炉の工事を完了し、その後、負荷運転を行い、性能試験と各設備とコンピュータ制御等の調整を行う工程となります。表右側ですが、2号炉につきましては、平成28年5月上旬から基幹改良工事に着手し、工事日程は1号炉と同様に進めてまいります。2号炉完了後、1号炉とあわせてCO₂の削減効果の実証試験と性能試験を行う工程となっております。

以上が本議案に係る設備改良工事の主な内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

議案にお戻り願います。

平成27年5月26日提出。宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、ごみ焼却施設基幹的設備改良工事の請負契約を締結しようとするものである。

これがこの議案を提出する理由でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（松本尚美君） これより議案第2号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

坂本昇君。

○1番（坂本 昇君） 1点お願いします。

指名委員会でこの1社に、IHIに絞り込んだというときに、1社だけだったのか、その過程の中で、もう1社確かあったようにも記憶にあるんですが、この見積りを徴収したのは1社だけと。もう1社の分があったらば、その額についてお願いいたします。

○議長（松本尚美君） 鈴木課長。

○施設課長（鈴木登志美君） ただいまのご質問の件でございますが、プロポーザル方式で業者

選定を行ったわけですが、組合が公告を出した時点では2社から参加表明がございました。こちらのほうでその後に参加表明された業者に対して内容等含めたものを、書類をお送りしたんですけれども、その時点で1社のほうから辞退ということが出ております。したがって、今回IHIからだけの見積りということになってございます。

○議長（松本尚美君） あとございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） ないようですので、これを持ちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 ごみ焼却施設基幹的設備改良工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについては原案どおり可決されました。

◎議案第3号 和解に関し議決を求めることについて

○議長（松本尚美君） 日程第5、議案第3号 和解に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

櫻野事務局長。

○事務局長（櫻野甚一君） 議案集3－1ページをお開き願います。

議案第3号 和解に関し議決を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、平成25年12月議会臨時会において議会の議決をいただき、平成26年1月23日付で、原子力損害賠償紛争解決センターにあっせんの申し立てを行っていた東京電力株式会社原子力発電所事故による損害賠償請求について、4月23日付で和解案の提示がありましたことから、和解案を受託し、和解をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1の和解の相手でございますが、住所、東京都千代田区内幸町一丁目1番3号。名称、東京電力株式会社でございます。

2の事案内容でございますが、平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社原子力発電所事故に起因する放射性物質による影響対策に要した費用のうち、平成23年度及び平成24年度に実施したものに係る損害賠償請求のうち、東京電力株式会社が当該請求に応じない費用について、原子力損害賠償紛争解決センターにあっせん申し立てを行ったところ、同センターから和解案の提示があったものであります。

3の和解内容でございますが、相手方である東京電力株式会社は、組合に対し賠償金として14万円を和解成立後14日以内に一括で支払うというものでございます。また、和解に際しての

そのほかの条件としましては、本和解に定める金額14万円を超える部分については、本和解の効力が及ばず、組合が東京電力株式会社に対して別途賠償請求することを妨げない。

本和解に定める金額に係る遅延損害金については、組合は相手方に対して別途請求しないこと、及び本和解に関する手続費用は各自の負担とする内容となっております。

以上が議案第3号 和解に関し議決を求めることについての内容でございますが、議案の朗読は省略いたします。

平成27年5月26日提出。宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、東京電力株式会社原子力発電所事故による損害賠償請求に係る和解をしようとするものである。これが議案を提出する理由でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（松本尚美君） これより議案第3号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 和解に関し議決を求めることについては原案どおり可決されました。

◎閉 会

○議長（松本尚美君） これをもちまして、本会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、平成27年5月宮古地区広域行政組合議会臨時会を閉会いたします。

午後 1時17分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

宮古地区広域行政組合議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員